

会員規定

第1条（目的）

本規定は、一般社団法人未来の先生フォーラム（以下「本会」という。）の賛助会員及び個人会員について必要な事項を定める。

第2条（種別等）

1. 本会の会員は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員である正会員の他、以下の者とする。
 - (1)賛助会員 本会の事業を賛助するために入会し、賛助会費を負担する団体
 - (2)個人会員 本会の事業を賛助するために入会し、個人会費を負担する個人
2. 正会員以外は、議決権を持たない会員とする。
3. 本規定は、賛助会員及び個人会員に関して定めるものとし、第3条以下の「会員」は賛助会員及び個人会員を意味するものとする。

第3条（入会）

1. 本会の会員として入会しようとする者は、本会の様式による入会申込書により申し込みし、理事会の承認を得なければならない。
2. 正会員以外の会員は、当法人所定の様式による入会手続後、理事会への報告をもってそれぞれの種別における会員となる。

第4条（会費）

1. 入会者は、会費規定の定めるところにより会費を支払わなくてはならない。
2. 納入された会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第5条（剰余金および残余財産の分配の禁止）

会員は、本会の剰余金および残余財産の分配を受けることができない。

第6条（会員の権利）

1. 賛助会員は、1口5万円につき、以下の特典を受けることができる。
 - (1)毎月3名分の未来の先生フォーラムイベント参加無料
 - (2)本会が定める、実際の会場で開催される未来の先生フォーラム参加チケット3名分無料
2. 各種研究会への参加

第7条（知的財産権）

1. 本会の活動において生じた特許権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定

める権利を含む。)その他の一切の知的財産権は本会に帰属するものとする。

第8条 (任意退会)

1. 会員は、本会所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、退会の申出は、1か月前に本会に対して予告をするものとする。
2. 未納の会費等がある場合には、会員は、退会後も未納の会費等の支払いを免れないものとし、退会希望日の翌月末日までに支払わなければならない。

第9条 (除名)

会員が以下のいずれかに該当するに至ったときは、本会は当該会員を除名することができる。

- (1)本規定、本会の定款その他規則に違反したとき
 - (2)本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3)現在及び過去5年間に暴力団等(その団員、準構成員及び関係企業を含む。)、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者であったことが判明し、または、これらの者と密接に関連があることが判明したとき
- その他除名すべき正当な事由があると本会が判断したとき

第10条 (会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、以下の場合には会員の資格を喪失する。

- (1)会費の納入がされなかったとき
- (2)当該会員が死亡したとき、または解散したとき

第11条 (変更の届出)

1. 会員はその氏名、住所、または連絡先等について、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
2. 会員が前項に規定する手続きを怠った場合、本会は、会員に生じた損害について、本会の故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

第12条 (休会)

1. 会員は、理事会が別に定める休会届を提出して、任意に休会することができる。
2. 休会する場合には、1か月前までに、所定の休会届を提出する。ただし、やむを得ない事情と判断される場合においては、休会届の受理を随時理事会において審議するものとする。
3. 休会のタイミングは、休会届が理事会によって承認された月の翌月5日からとする。
4. 会員は、理事会が別に定める休会復帰届を提出し、任意に会員へ復帰できる。

5. 休会復帰のタイミングは、休会復帰届が理事会によって承認された月の翌月5日とする。
6. 休会期間は1年1単位とする。

第13条（変更）

この規定は、定款第13条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附則

この規定は、2021年12月1日から適用する。